

津島市天王川公園

管理運営業務仕様書(要求水準書)

目 次

第 1	施設の管理運営の基本方針	1
第 2	施設の概要	1
1	名称.....	1
2	所在地.....	1
3	設置の目的.....	1
4	施設の内容.....	1
5	施設における業務.....	2
第 3	業務内容	2
1	指定管理者が行う業務の範囲.....	2
2	指定管理者業務から除く範囲.....	3
3	指定管理者が行う管理の基準.....	3
4	施設運営業務.....	3
5	施設管理業務.....	7
6	業務体制の確保.....	9
7	資格等.....	10
8	再委託.....	10
9	管理運営において配慮すべき事項.....	10
第 4	管理運営に要する経費	10
第 5	経理	11
1	財務会計.....	11
2	立入検査.....	11
第 6	事業計画・事業報告	11
1	事業計画書.....	11
2	事業報告書.....	11
3	業務の記録・報告.....	11
第 7	物品	12
1	物品の貸与.....	12
2	物品の帰属等.....	12
3	物品の管理.....	12
4	物品の修理.....	12
第 8	施設の維持補修・改良及び更新	13
1	維持補修・改良.....	13
2	更新.....	13

第9	損害賠償	13
1	施設等の損害	13
2	施設の瑕疵による損害	13
3	保険の付保	14
第10	指定管理者の指定後、指定期間前に行う業務	14
第11	留意事項	14
1	法令等の遵守	14
2	公平な運営	14
3	個人情報の安全確保の措置	14
第12	その他	15
別表1	公園管理者以外の者の公園施設(指定管理者業務から除外する施設)	16
別表2	占用物件(指定管理者業務から除外する物件)	16
別表3	貸与備品一覧表	17

津島市天王川公園管理運営業務仕様書（要求水準書）

この仕様書は、指定管理者による天王川公園の管理運営に関する業務（以下「指定管理者業務」という。）に必要な仕様を定めるものとする。

第1 施設の管理運営の基本方針

天王川公園は、公共の福祉の増進を目的とした施設であるとともに尾張津島藤まつり（以下「藤まつり」という。）等の会場である。民間事業者のアイデア、ノウハウを活かし、公園全体の質の高い管理運営により公共の福祉の増進及び魅力向上を図るとともに収入の増加及び管理運営経費の縮減を図ることを目的として本事業を実施する。

第2 施設の概要

- 1 名称
天王川公園
- 2 所在地
津島市宮川町一丁目地内外
- 3 設置の目的
公共の福祉の増進に資すること。
- 4 施設の内容

表 1 既存施設の概要

項目	概要	
公園面積	12.0ha	
開設年	1920年（大正9年）	
既存施設の概要	施設名	概要
	旧鈴木邸	※表2を参照
	休憩所	※表2を参照
	トイレ	※表2を参照
	丸池	護岸整備済、周囲柵無し、スワンボート(※表2を参照)
	車河戸	護岸整備済、周囲柵無し
藤棚	中央部、中之島、天翔の藤、南側駐車場西側計4箇所	

項目	概要	
	藤棚下水路	1,173 m ²
	中之島	1,358 m ²
	芝生広場	3,065 m ²
	中央広場	2,500 m ² (複合遊具、健康遊具、ブランコ、鉄棒、噴水)
	築山	3,258 m ²
	屋外ステージ	コンクリート造
	駐車場	第1駐車場、第2駐車場、第3駐車場、瑠璃小路駐車場、中地駐車場 計5箇所 170台(イベント時拡張可)
	売店	※ 表2を参照
	ボート小屋	※ 表2を参照

表2 公園内の建物

施設名	構造	建築面積	備考
旧鈴木邸・蔵	木造	201.98 m ² 34.71 m ²	大正5年建築
休憩所	鉄筋コンクリート、木造	184.17 m ²	友愛の家(御旅所横)、中央広場、中之島、猿尾先、藤棚下(木造) 野外ステージ南側 計6箇所
トイレ	鉄筋コンクリート(2箇所)、ステンレス造(1箇所)	133.69 m ²	北、中央、南 計3箇所
売店※		20.35 m ²	設置許可
ボート小屋※		14.40 m ²	設置許可(スワンボートも合わせて許可※)
合計		745.56 m ²	

※令和5年3月31日までに設置者の自己負担で撤去予定。

5 施設における業務

天王川公園(Park-PFIの特定公園施設を含む。公募対象公園施設、利便増進施設は除く。)の維持管理、各種許可事務及び運営すること。

第3 業務内容

1 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 行為を許可すること。
- (2) 行為の許可を受けた事項の変更を許可すること。
- (3) 行為の許可に条件を付けること。
- (4) 臨時駐車場の利用を許可すること。
- (5) 臨時駐車場の利用の許可に条件を付けること。
- (6) 臨時駐車場の利用できる日及び利用時間を定めること。

- (7) 行為許可及び臨時駐車場の利用料金を徴収すること。
- (8) その他天王川公園を維持管理し、及び運営すること(藤まつりの運営含む)。

2 指定管理者業務から除く範囲

都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)第5条の「公園管理者以外の者の公園施設の設置等」に関する事及び法第6条の「都市公園の占用の許可」に関する事は、市が行う。また、別表1の法第5条の施設及び別表2の法第6条の物件については、指定管理者業務として管理することを要しない。

3 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 法その他の関係法令並びに津島市都市公園条例(昭和62年津島市条例第10号。以下「条例」という。)及び条例に基づく規則の規定を遵守し、誠実に指定管理者業務を行うこと。
- (2) 施設を利用しようとする者に対して不当な差別的取扱いをしないこと。
- (3) 指定管理者業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に取り扱うこと。
- (4) その他市長が定める基準

4 施設運營業務

下記の許可事務、問合せ対応等を行い、円滑な運営及びサービスの向上を図る。

(1) 行為の許可に関する業務

ア 都市公園内行為許可申請書及び都市公園内行為変更許可申請書の受付、都市公園内行為許可書及び都市公園内行為変更許可書を交付すること。

イ 桜開花期間、尾張津島藤まつり、尾張津島天王祭(以下「天王祭」という。)等の大規模イベント開催時の出店者については、「津島市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(平成25年3月19日付け津島市長・愛知県津島警察署長締結)」に基づき、排除措置の対象となる法人等に該当するか否かを津島警察署に照会する必要があるため、許可をする前に、出店予定者の氏名(フリガナ含む)・生年月日・性別・住所の一覧表を作成し、市を通じて津島警察署長に照会すること。津島警察署長から排除を要請する者に該当しないことの回答があった後、出店の行為を許可すること。

ウ 天王川公園は、D I D地区(人口集中地区)であるため、無人航空機(ドローン等)の飛行を許可する場合は、都市公園内行為許可申請書に航空法(昭和27年7月法律第231号)第132条第2項第2号の許可書を添付させること。また、飛行の方法に応じて、航空法第132条の2第2項第2号の承認書を添付させること。

- エ 行為の許可に天王川公園の管理上必要な範囲内で条件を付けること。
- オ 行為の許可に関する問合せに対応すること。
- カ 現行の申請書受付、許可書の交付、問合せ対応の日時は、平日(12月29日から1月3日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までであるが、指定管理者はサービス向上等の観点から日時の変更を市に提案・協議し、市の承認を受けて変更できる。
- キ 業務は、公園管理事務所で行うことを基本とするが、サービス向上や感染症対策等の観点から合理的な方法を市に提案・協議し、市の承認を受けて変更できる。

(2) 臨時駐車場に関する業務

- ア 天王川公園で藤まつり等の大規模イベントが開催される場合、年末・年始に近隣で交通渋滞の発生が予測される場合に丸池周辺の園路及び既存の駐車場を臨時的に有料の駐車場にすること(無料とすることも可能)。
- イ 交通誘導員や案内板を配置して、園内駐車場及び周辺道路の交通誘導を行うこと。特に丸池周辺の園路を臨時駐車場にする場合は、柵の設置等により自動車と歩行者を分離する等、安全対策を充分行うこと。
- ウ 道路の交通規制を行う場合は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条に基づく道路の使用の許可(以下「道路使用許可」という。)を受けること。
- エ 道路上に案内板等を設置する場合は、道路法(昭和27年法律第180号)第32条に基づく道路の占用の許可(以下「道路占用許可」という。)を受けること。
- オ 臨時駐車場の供用日及び供用時間を定めること。
- カ 臨時駐車場の見やすい場所への掲示その他適切な方法により、臨時駐車場の供用日及び供用時間並びに駐車料の金額を周知すること。
- キ 上記アからカについては、市に協議し、市の承認を受けて実施すること。

(3) 利用料金に関する業務

- ア 行為及び臨時駐車場の利用料金は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第8項に定める利用料金制度により、指定管理者の収入として収受させることとする。
- イ 利用料金は、条例で定める使用料の額を基準額とし、当該範囲内において定めることができる(ただし、年末・年始に臨時駐車場を設ける場合、普通自動車の駐車料金は500円以内とする)。ただし、指定管理者は、利用料金を定めようとする時は、市長の承認を受けなければならない。また、利用料金を変更する場合も同様とする。
- ウ 条例の規定により、利用料金を徴収すること。
- エ 条例の規定により、利用料金を減免又は還付すること。

(4) 公園の利用促進・利便の向上に関する業務

ア 施設の利用案内その他施設に係る情報を発信するため、ウェブサイトやSNSを開設し、これを運用すること。

イ 必要に応じてチラシ・ポスター等を作成し、配布・掲示すること。

ウ 関係団体・関係機関・市民活動団体・地元店舗、他自治体の施設・観光地・メディア・インフルエンサー等との連携を図り、施設の利用を促進するためのPR・プロモーションその他の取組を企画し、これを実施すること。

(5) 公園利用に対する便宜供与

ア 施設を利用する者に対する接客対応、電話対応、団体対応（学校行事、一般団体、視察等）、問合せ対応等を行うこと。

イ 施設に関する要望及び問合せには、誠意をもって対応するとともに、市と情報共有すること。

ウ 現行の対応の日時は、平日(12月29日から1月3日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までで、施設の破損対応や警察からの問合せ対応等の緊急対応は24時間365日対応している。指定管理者はサービス向上の観点から日時の変更を市に提案・協議し、市の承認を受けて変更できる。

エ 対応は、公園管理事務所でを行うことを基本とするが、サービス向上や感染症対策等の観点から合理的な方法を市に提案・協議し、市の承認を受けて変更できる。

(6) 利用者ニーズの把握及びサービスの向上

利用者や施設の運営に関係する機関・団体の意見・要望の聴取等により、利用者ニーズや流行を適切に把握するとともに、これを施設の運営に反映し、サービスの向上に努めること。

(7) 地域住民、各種団体、関係機関等との連絡調整

ア 公の施設の管理者及び地域社会の一員であることを認識し、地域に対して誠意をもって対応するとともに、地域の活性化等に資する活動に積極的に取り組むこと。

イ 地域住民、各種団体、関係機関等と協調・連携を図り、施設の利用促進に努めること。

(8) 施設の安全管理

ア 厳重に鍵を保管して、施設の開錠及び施錠を確実にを行うほか、盗難、火災等の発生を常に警戒し、その防止に努め、財産の保全を図ること。

イ 毎日公園巡視を行い、利用者の動向を総合的に判断し、条例及び条例に基づく規則で定める禁止行為その他施設の秩序を乱す行為に対して、適切な利用指導を行うこと。ラジコン、猫へのエサやり、タケノコ採取の禁止行為をする者

が多いので、特に注意すること。

ウ めいてい者その他施設の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者又は施設に損害を加え、若しくは加えるおそれのある者に対しては、施設の利用を禁じ、又は施設から退去させること。

エ 施設の秩序の維持又は施設の管理上必要があると認めるときは、利用者に対し、施設の利用に関し指示を行うこと。

(9) 緊急・救急対応

ア 事故、災害、公園内での急病人・けが人、犯罪等（以下「災害等」という。）が発生した場合は、利用者の安全確保の対応、救護及び市その他関係機関への通報、事故報告等を速やかに行うこと。

イ 災害等への迅速な対応に必要な薬品、資材等を常備するとともに、危機管理体制を構築し、地域防災計画等に基づく災害等対応マニュアルを作成すること。

ウ 災害等対応マニュアルを使用して、災害等の対応に関する訓練を定期的に実施するとともに、災害等対応マニュアルを適切に更新すること。

エ 自動体外式除細動器（AED）は、適切に管理するとともに、指定管理者業務に従事する者に対して、救命講習及び機器の取扱研修を受講させること。

オ 災害発生時において、利用者又は地域住民から避難場所としての利用の申出があった場合は、その緊急度合いに応じて、可能な範囲で受入れを行うこと。

(10) 藤まつり

ア 藤まつりを企画・運営すること。藤のライトアップを行うこと。

イ 祭の名称は、「尾張津島藤まつり」とすること。

ウ キッチンカー・露店等の出店、限定品の販売、イベントの開催等により、まつりの魅力や集客力を向上させ、賑わいを創出すること。

エ 祭の実施に当たって、事業期間、事業内容、出店料等について、あらかじめ市と協議を行い、その承認を受けること。

オ 藤まつりのポスター（B2、カラー）を600枚以上、藤まつりのリーフレット（A4仕上がり二つ折り、カラー）を25,000枚以上作成すること。配布先は市と調整すること。ただし、これらは効果検証を進め、市の承認を受けて変更できるものとする。

カ 在名のテレビ局・ラジオ局へキャンペーン訪問を行うこと。ただし、これらは効果検証を進め、市の承認を受けて変更できるものとする。

キ 藤開花前に周辺町内（祢宜町、瑠璃小路町1丁目、瑠璃小路町2丁目、宮川町1丁目、江東町1・2丁目、江東町3丁目、中地町1丁目、中地町2丁目）の町内会長に交通規制等の案内を行うとともに必要に応じて通行許可書等を配布し、地域住民の自動車が円滑に通行できるようにすること。町内会長の連絡先

は、市に確認すること。

ク 公園外にも臨時駐車場や大型バスの駐車場を設置・運営する等して、周辺道路の渋滞を抑制すること。なお、公園外の臨時駐車場や大型バスの駐車場については、指定管理者と市で連携して関係機関と調整を図っていく。

ケ 園内の雑踏整理を行うこと。

(11) 天王祭

ア 道路使用許可、道路占用許可は、市から(一社)津島市観光協会(以下「観光協会」という。)への業務委託の中で、観光協会が対応する。

イ 尾張津島天王祭協賛会の車楽舟行事(以下「車楽舟行事」という。)、津島神社の神事(以下「神事」という。)、尾張津島天王祭連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)が運営する観覧舟(以下「観覧舟」という。)、市から観光協会への委託事業の関係者と十分に調整を行い、従来どおり実施できるようにすること。連絡協議会から指定管理者に一括して行為許可の申請があるので、文化財の保存・継承の観点から、従来どおり利用料金を免除した上で、行為を許可すること。

ウ 車楽舟行事、神事は文化財の保存・継承の観点から、従来どおり公園使用料を免除すること。観覧舟の入舟料及び観光協会への委託事業に含まれる屋形棧敷の使用料は、市の川敷使用料条例(昭和22年条例第8号)に基づき、従来どおり連絡協議会及び観光協会から市に直接納付する。

(12) 桜開花

ア 道路の交通規制を行う場合は、道路使用許可を受けること。

イ 道路上に案内板等を設置する場合は、道路占用許可を受けること。

ウ イベントの開催等により集客力が向上し、周辺道路の渋滞抑制のため、臨時駐車場の開設が必要になった場合は、市に協議し、市の承認を受けて実施すること。

エ 桜開花前に周辺町内(祢宜町、瑠璃小路町1丁目、瑠璃小路町2丁目、宮川町1丁目、江東町3丁目、中地町1丁目、中地町2丁目、中地町3・4丁目)の町内会長に交通規制等の案内を行うとともに必要に応じて通行許可書等を配布し、地域住民の自動車が円滑に通行できるようにすること。町内会長の連絡先は、市に確認すること。

(13) その他

ア 水道光熱費、電話料、郵便料等の公共料金を遅滞なく支払うこと。

5 施設管理業務

業務の実施に当たっては、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の実施に必要な

な知識、技能、資格等を有する者が当たるものとする。

(1) 全般

ア 長期的な視野を持って施設を健全に稼働させるよう努め、施設管理に関する年間及び指定期間中の管理計画並びに施設管理作業マニュアルを作成し、計画的な管理を行うこと。

イ 施設管理費の低減を図るための施設管理手法等について、積極的に取り組むこと。

ウ 施設管理の状況、不備事項等について、市への連絡・報告を密に行い、市と協力して事故防止に努めること。

エ 施設の管理に当たっては、電気等の効率的な利用、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、環境負荷の低減に資する物品等の調達等に努め、環境への配慮を行うこと。

(2) 通年業務

ア 仕様書1「天王川公園管理業務仕様書」のとおり。

(3) 点検業務

ア 仕様書2「天王川公園遊具施設保守点検業務仕様書」のとおり。

イ 仕様書3「天王川公園浄化槽保守点検業務仕様書」のとおり。

ウ 仕様書4「天王川公園南トイレ節水装置保守点検業務仕様書」のとおり。

エ 仕様書5「天王川公園送排水ポンプ点検業務仕様書」のとおり。

オ 仕様書6「天王川公園砂ろ過ポンプ点検業務仕様書」のとおり。

カ 仕様書7「天王川公園噴水保守点検業務仕様書」のとおり。

キ 毎年度、北トイレ(153人槽)、中央トイレ(208人槽)、南トイレ(120人槽)、旧鈴木邸(5人槽)、公園管理事務所の浄化槽法定検査を受けること。

ク 毎年度、北トイレ(約20m³)、中央トイレ(約25m³)、南トイレ(約10m³)、旧鈴木邸(1.5m³)、公園管理事務所の浄化槽の汚泥を処理すること。

(4) 除草・剪定業務

ア 仕様書8「天王川公園除草業務仕様書」のとおり。

イ 仕様書9「天王川公園樹木維持管理業務仕様書」のとおり。

(5) 藤関連業務

ア 仕様書10「天王川公園藤管理業務仕様書」のとおり。

イ 仕様書11「天王川公園藤棚下水路清掃業務仕様書」のとおり。

ウ 藤開花前に、公園全体の側溝、柵、ベンチ、藤棚等の施設点検を行い、危険箇所があった場合は、速やかに修繕すること。

エ 平成30年度から実施している藤棚改修工事は、従来どおり市が行う。工事の際は、円滑に工事が進むように協力すること。

(6) 天王祭関連業務

- ア 仕様書12「天王川公園法面除草等業務仕様書(その1)」のとおり。
- イ 仕様書13「天王川公園法面除草業務仕様書(その2)」のとおり。
- ウ 仕様書14「天王川公園維持修繕工事仕様書」のとおり。
- エ 祭前に、公園全体の側溝、柵、ベンチ等の施設点検を行い、危険箇所があった場合は、速やかに修繕すること。

(7) 桜関連業務

- ア 仕様書15「天王川公園桜開花照明設置・撤去業務仕様書」のとおり。
- イ 仕様書16「天王川公園桜開花警備業務仕様書」のとおり。

(8) 水位調整業務

- ア 仕様書17「天王川公園丸池等水位調整業務仕様書」のとおり。

(9) 警備業務

- ア 公園管理事務所や公園内を適宜巡回し、不審者の侵入防止、火の元・消火器・火災報知機等の目視点検、不審物の除去等を行うこと。
- イ 公園管理事務所に職員が不在の時は、機械警備を実施するなど、異常の発生に対して速やかに対応できるようにすること。
- ウ 施設の混雑時には、施設内の安全確保に努めるとともに、周辺の交通状況等についても配慮すること。
- エ いたずらやトラブルがあった場合は、適宜、監視カメラの映像を確認すること。また、警察から映像の確認を求められた場合は、真摯に対応すること。

(10) 修繕

- ア 施設等に機能不全が生じたときは、速やかに利用を中止して市と協議を行い、機能回復のための修繕を行うこと。なお、修繕に係る費用負担は、第8に定めるところによる。

(11) その他

- ア スズメバチの巣があった場合は駆除すること。例年1件程度ある。
- イ 噴水は、藤開花期間から9月末(午前9時～午後5時、夏休み期間は午前9時～午後6時)まで稼働させることを基本とする。人感センサーで稼働し、雨天、強風時は停止するように設定してある。ただし、指定管理者は、サービス向上等の観点から合理的な方法を市に提案・協議し、市の承認を受けて変更できる。噴水の操作方法については、指定管理期間開始前に市から指定管理者に引継ぎを行う。

6 業務体制の確保

- (1) 指定管理者業務の実施に当たっては、労働基準法その他の労働関係法令を遵守

- し、施設の管理運営に支障のないよう職員を配置すること。
- (2) 指定管理者業務を適切に実施するため、業務全体を総合的に把握し、調整する責任者1人を定め、公園管理事務所に常時配置することを基本とする。ただし、サービス向上や感染症対策等の観点から合理的な方法を市に提案・協議し、市の承認を受けて変更できる。
 - (3) 公園全体の管理運営のため、毎日午前8時30分から午後5時15分までは、3人以上の者（責任者、「第3 業務内容 5 施設管理業務 (2) 通年業務」に従事する者等）を公園内に配置することを基本とする（荒天により、業務上危険等がある場合はこの限りでない。）。ただし、サービス向上等の観点から合理的な方法を市に提案・協議し、市の承認を受けて変更できる。
 - (4) 公園の管理運営に必要な職員の研修その他の育成を実施すること。

7 資格等

- (1) 施設の管理運営に必要な免許、許可、認定等を受けていること。なお、個別の業務について再委託を行う場合は、当該業務について、再委託先がそれぞれ必要な免許、許可、認定等を受けていること。
- (2) 指定管理者は、公園管理事務所の収容人員・面積により、防火管理者の設置が必要な場合は、自らの職員又は再委託先の職員のうちから、防火管理者の資格を有する者をあらかじめ指名し、施設に配置すること。

8 再委託

- (1) 指定管理者は、指定管理者業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 指定管理者は、指定管理者業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、市の承認を受けること。

9 管理運営において配慮すべき事項

- (1) 指定管理者は、市又は市の機関が主催又は共催する事業について、出来る限り支援又は協力を行うこと。
- (2) 施設の管理運営について、指定管理者が規則、マニュアル等を定めるときは、市と協議を行い、必要な調整及び情報共有を行うこと。

第4 管理運営に要する経費

指定管理者業務は、市が指定管理者に支払う施設の管理運営に要する経費（以下「指定管理料」という。）及び利用料金をもって行うものとする。

- ア 指定管理料は、予算の範囲内で、年度ごとに支払うものとし、その支払の時期、方法その他指定管理料の支払に関し必要な事項は、協議の上、年度協定で定める。
- イ 指定管理料の額は、施設の管理運営によって過不足を生じた場合であっても、原則として、変更しないものとする。

第5 経理

1 財務会計

- (1) 指定管理者業務の実施に当たっては、当該施設の管理運営に係る経理規程を定め、適正な経理を行うこと。自主事業については、指定管理業務に係る経理と分けて、別途経理を行うこと。
※藤まつりは指定管理者業務、天王祭は自主事業であるので注意すること。
- (2) 予算は、原則として、毎年度収支計画に定めた科目の予算の範囲内で執行するものとする。ただし、経理規程の定めるところにより、科目間の予算の流用をすることができるものとする。

2 立入検査

市は、必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等について、実地調査を行うことができるものとする。

第6 事業計画・事業報告

1 事業計画書

毎年度、事業計画書及び収支計画書を作成し、年度開始1月前までに市に提出すること。

2 事業報告書

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項の規定に基づき、毎年度終了ごとに、指定管理者業務について事業報告書を作成し、当該年度終了後30日以内に、市に提出すること。
- (2) 事業報告書に記載する事項は、管理運営に係る業務の実施状況、施設の利用状況、利用料金の収入実績、経費の収支状況その他管理運営に関する事項とし、その具体的な内容は、包括協定で定める。

3 業務の記録・報告

(1) 日報

指定管理者の内部記録として、日ごとに、管理運営に係る業務の実施状況、施

設の利用状況、利用料金の収入実績、特記事項等を記録し、整理すること。なお、市から求めがあったときは、これを提出すること。

(2) 月次報告

月ごとに、管理運営に係る業務の実施状況、施設の利用状況、利用料金の収入実績、経費の収支状況、事故・苦情等の内容・対応等に関する報告書を作成し、当該月の終了後10日以内に、市に提出すること。なお、報告書に記載する具体的な内容は、包括協定で定める。

(3) 半期報告

半期ごとに、管理運営に係る業務の実施状況、施設の利用状況、利用料金の収入実績、経費の収支状況、利用者ニーズの状況、事故・苦情等の内容・対応等に関する報告書を作成し、当該期の終了後10日以内に、市に提出すること。なお、報告書に記載する具体的な内容は、包括協定で定める。

第7 物品

1 物品の貸与

市は、指定管理者業務に使用する物品のうち備品について、別表3「貸与備品一覧表」のとおり指定管理者に貸与する。

2 物品の帰属等

- (1) 指定管理者業務に使用する物品の調達に当たり、指定管理者が当該施設の管理運営に要する経費で購入した物品は、指定管理者に帰属する。
- (2) 指定管理者が持ち込んだ物品及び指定管理者が調達した物品は、指定期間終了後、指定管理者の費用と責任で撤去すること。ただし、市と指定管理者の協議において合意した場合は、市又は市が指定する者に対して、これを引き継ぐことができる。

3 物品の管理

- (1) 市に帰属する物品（以下「市有物品」という。）は、津島市財務規則（平成元年津島市規則第11号）に基づき管理を行い、その取得、廃棄等の異動については、市と協議して行うこと。
- (2) 市有物品の管理は、物品管理台帳を作成して行うものとし、物品管理台帳は、市の求めに応じ、これを提出すること。
- (3) 指定管理者に帰属する物品は、市有物品と区分できるよう表示を行うこと。

4 物品の修理

市有物品のうち備品の補修・改良については、指定管理者が負担するものとする。ただし、指定管理者の責めに帰さない事由による場合、及び更新が必要となる場合は、市及び指定管理者で協議し、その経費を負担する者を定めることができる。

第8 施設の維持補修・改良及び更新

指定管理者が管理運営を行う施設の維持補修、改良及び更新に要する経費の負担は、次のとおりとする。

1 維持補修・改良

- (1) 通常の維持管理又は毀損したものの原状回復に要する経費は、指定管理者の負担とする。ただし、その経費の額が1件当たり50万円を超える場合、又はその経費の年間累計額が当該年度の収支計画に定めた予算額を超えることとなる場合は、その全部又は一部を市の負担とすることができる。
- (2) 資産価値を高め、又は耐久性を増すために要する経費は、市の負担とする。ただし、その経費の額が、1件当たり50万円以下となる場合は、市及び指定管理者が協議し、その経費を負担する者を定めることができる。

2 更新

- (1) 指定管理者の運営上の事由による場合は、指定管理者の負担とする。
- (2) 経年劣化その他指定管理者の責めに帰さない事由による場合は、市の負担とする。

第9 損害賠償

1 施設等の損害

指定管理者は、故意又は過失により管理運営を行う施設又は市有物品（備品に限る。）を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を市に賠償すること。ただし、市が特別の事情があると認めたときは、市は、その全部又は一部を免除することができる。

2 施設の瑕疵による損害

- (1) 施設の設置の瑕疵により第三者に損害を生じたときは、市がこれを賠償する。ただし、指定管理者が行った維持補修等に起因して第三者に損害を生じた場合は、指定管理者がこれを賠償すること。
- (2) 施設の管理の瑕疵により第三者に損害を生じたときは、市又は指定管理者がこれを賠償する。この場合において、市が賠償したときは、その範囲内で指定管理者に求償するものとする。

3 保険の付保

指定管理者は、施設の管理運営上の瑕疵に起因する事故の発生等に対応するため、建物損害保険、賠償責任保険、補償保険等の保険に加入すること。

第10 指定管理者の指定後、指定期間前に行う業務

協定項目についての協議、配置する職員等の確保、職員の研修、各種業務に関する規程等の作成及び協議等を行うとともに、市からの業務の引継ぎを受けること。

第11 留意事項

1 法令等の遵守

次に掲げるもののほか、指定管理者業務を行うに当たっては、関係法令が適用される場合は、これを遵守すること。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働関係法令
- (3) 消防法（昭和23年法律第186号）、水道法（昭和32年法律第177号）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）その他の施設・設備の維持及び保守点検に関する関係法令
- (4) 都市公園法（昭和31年法律第79号）
- (5) 津島市都市公園条例（昭和62年津島市条例第10号）
- (6) 津島市個人情報保護条例（平成16年津島市条例第27号）

2 公平な運営

- (1) 公の施設であることを念頭に置いて、公平な運営を行うこと。
- (2) 特定の団体等が有利不利となるような運営を行わないものとし、障がい者、高齢者等の利用について配慮すること。

3 個人情報の安全確保の措置

- (1) 指定管理者は、その保有する個人情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (2) 指定管理者は、保有する必要がなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。
- (3) その他個人情報の取扱いに関し必要な事項は、包括協定で定める。

第12 その他

この仕様書に記載のない事項及び業務の内容に疑義が生じた場合は、市と協議を行うこと。

別表1 公園管理者以外の者の公園施設(指定管理者業務から除外する施設)

施設	位置
自販機(中央トイレ)	中央トイレ南側
自販機(南トイレ)	南トイレ北側
舟遊び場(栈橋)	丸池
舟遊び場(小屋)	丸池
売店	丸池北側

別表2 占用物件(指定管理者業務から除外する物件)

物件	位置
説明板(市教育委員会)	瑠璃小路駐車場
観光案内板3基	北西入口、御旅所西側、第3駐車場入口
献眼・献腎顕彰之塔、柵	築山北西
電話ボックス(NTT)	御旅所東側、片岡春吉像南側、第二駐車場
支線1条(NTT)	北西入口
支線2条(NTT)	御旅所西側
メッセージワイヤー(CATV)	御旅所西側
光ケーブル(CATV)	遊具広場周辺
資材倉庫(市江車)	藤棚北側
交通安全看板	御嶽神社北側
救援部隊看板	片岡春吉像南側
コン柱(電柱) 25本	天王川公園一円

別表3 貸与備品一覧表

備品番号	品名	規格	数量
00022412	カラーフェンス	W1800×H1800	8
00018312	板付リヤカー		1
00018325	スコップ	角大	1
00018326	スコップ	角小	1
00018329	掛矢		1
00018334	アルミ穴堀		1
00018336	脚立		1
00018340	剣先スコップ		1
00018341	剣先スコップ		1
00018344	角スコップ		1
00018347	片刃ノコギリ		1
00018349	片刃ノコギリ		1
00018392	リヤカー		1
00018396	一輪車		1
00018399	一輪車		1
00018411	電工ドラム		1
00018427	扇風機		1
00018433	扇風機		1
00018847	折畳み机		1
00018848	折畳み机		1
00018849	折畳み机		1
00018851	折畳み机		1
00018855	折畳み椅子		1
00018899	更衣ロッカー		1
00018901	更衣ロッカー		1
00018913	石油ストーブ		1
00018931	ごみ箱		1
00018931	ごみ箱		1
00018931	ごみ箱		1
00018932	看板		1